

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○(安全であることの)説明が足りない。説明が不十分。公聴会を開催すべき。もっと国民的議論を。議論がまだ十分でないという意味で時期尚早。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な説明が無い。 ・公表資料が不十分。手引きもパブコメ対象にすべき。 ・パブコメ期間が短い。 ・公聴会を開催するなど国民的議論を。 	<p>○再生利用の推進に当たっては、地元の皆様の御理解が重要と考えており、その実施に当たっては、再生利用の必要性や放射線に係る安全性等について、実施の対象となる地元の皆様に対して説明会を開催し、丁寧な説明に努めていくこととしております。</p> <p>○再生利用に関する今後の理解醸成の取組については、パブリックコメントにおいていただいた御意見も参考にしながら、南相馬市東部仮置場及び飯舘村長泥地区において実施している実証事業の成果等を踏まえて検討してまいります。</p>
<p>○省令ではなく法律を改正すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令ではなく法改正すべき。 ・「再生利用」は「処分」に含まれないのではないか。 ・「処分」の定義は何か。 ・違反に対する罰則が必要。 ・形質変更などは届出ではなく許可とすべき。 	<p>○除去土壌の再生利用は、放射性物質汚染対処特措法第41条第1項に規定する処分に該当するものであり、同項において、環境省令で定める基準に従い処分を行わなければならないとされていることから、今般、環境省において、放射性物質汚染対処特措法施行規則について、除去土壌の再生利用に関する改正案の検討を行っているものになります。</p> <p>○また、処分とは、様々な方法で形態、外観、内容等を変化させることを意味しており、例えば、現行の放射性物質汚染対処特措法施行規則においても、受入分別の行為に対しての除去土壌の処分基準が定められています。</p> <p>○処分基準に違反して処分が行われた場合には、当該措置を行った者等に対し、措置命令を行うことができるものと放射性物質汚染対処特措法で定められています。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○実証事業が不十分。無害である根拠が今のところない。安全性がまだ科学的に示されていないという意味で時期尚早。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業が不十分であり、安全性が不明。 ・地下水の汚染は無いと言えるのか。 ・データを開示せよ。 	<p>○福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分に向けては、最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用を進めていく方針を政府として示しています。</p> <p>○環境省では、専門家による議論を踏まえ、2016年にとりまとめた「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」において、安全に再生利用を実施する方法をお示しています。</p> <p>○この考え方を踏まえた実証事業を実施しているところであり、南相馬市東部仮置場及び飯舘村長泥地区において、盛土を造成し、空間線量率等のモニタリング結果について、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」で議論していただき、安全性を確認しているところです。</p> <p>○一方、地元の御意向を踏まえた追加的な実証が必要と考えており、引き続き実証事業を続けていくことといたしました。引き続き実施する実証事業の今後の成果等も踏まえ、検討を続けてまいります。</p> <p>○なお、実証事業におけるモニタリング等の情報については、随時環境省ウェブサイトにて公開しております。引き続き、安全性の確認及び情報公開を続けてまいります。</p>
<p>○再生利用は汚染の拡大。長期管理すべき。安全ではない。健康被害を引き起こす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の場所から動かすべきでない。 ・集中管理すべき。 ・汚染の拡大である。 ・住民や作業者に健康被害を引き起こす。 	<p>○福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分に向けては、2011年に閣議決定された放射性物質汚染対処特措法の基本方針等に基づき、最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用を進めていくこととしています。</p> <p>○そのため、除去土壌等に関する減容処理技術の開発、再生利用の推進等の中長期的な方針として、2016年4月、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめました。</p> <p>○再生利用については、専門家による議論を踏まえ、再生利用の安全な実施に関して、公共事業等において、適切な管理の下で行う「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を2016年に示し、実証事業を実施してきており、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」で議論していただき、その安全性を確認しております。今後とも、再生利用の必要性や放射線に係る安全性等について、実証事業の成果等を含め丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>○なお、再生利用については、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等において、個々の事業ごとに適切な管理の下で行うことを前提としています。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○再生利用による経済的損失(除去土壌は敬遠される。除染に費用をかけた意味がない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物などに風評被害が出る。 ・輸出制限などの影響が出る。 	<p>○再生利用については、専門家による議論を踏まえ、再生利用の安全な実施に関して、公共事業等において、適切な管理の下で行う「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を2016年に示し、実証事業によりその安全性を確認しております。今後とも、風評対策の観点も含め、再生利用の必要性や放射線に係る安全性等について、実証事業の成果等を含め丁寧な説明に努めてまいります。</p>
<p>○災害による土壌の流出リスクがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害による土壌の流出リスクがある。 	<p>○災害等に起因する異常時の対応については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」においても議論を行ってきたところです。災害等に起因する異常が発生し、再生資材化した除去土壌に影響が及ぶような損傷が生じた場合等に迅速かつ円滑に対応できるよう、関係者間で事前に対応主体や対応方法、連絡体制等を明確化しておくことを想定しております。再生資材化した除去土壌を利用した場所の被災が確認された場合は、発生現場周辺の放射線モニタリングを行うとともに、関係者と連携して、復旧等に向け必要な対応を行うことを想定しております。</p>
<p>○用途や場所を限定するべき。農地利用は避けるべき。学校での使用は禁止。</p>	<p>○再生資材化した除去土壌の利用先は、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等の構造基盤の部材に限定することを考えております。再生利用の実証事業を通じて、各利用先における安全性の確認を行うこととしております。</p>
<p>○100ベクレルと8000ベクレルのダブルスタンダード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の放射線関係法令に則るべき。 ・100Bq/kgと8,000Bq/kgのダブルスタンダードではないか。 ・セシウムが100Bq/kgまで減衰するのに170年かかるが、盛土の耐用年数は70年。盛土の寿命の後はどう管理するのか。 ・セシウム以外の核種も測定すべき。 	<p>○100Bq/kgは原子炉等規制法におけるクリアランス制度の基準であり、原子力事業者等が工場等において用いた資材等が再生利用される場合を含め、これらの物に含まれる放射性物質の濃度が基準以下の場合は放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして定められたものです。</p> <p>○一方で、除去土壌の再生利用可能濃度は、クリアランス制度上は基準が定められていない土壌について、適切な管理の下で安全に再生利用を行うためのものとして検討されているものであり、クリアランス制度における基準と除去土壌の再生利用可能濃度については、前提となる考え方が異なっています。</p> <p>○除去土壌の再生利用における管理を終了するまでの期間については、管理期間中のモニタリング結果等により今後得られる知見を踏まえるとともに、併せて追加被ばく線量の観点から想定される被ばくのシナリオを踏まえて検討していく必要があると考えています。</p> <p>○放射性物質汚染対処特措法施行規則において、事故由来放射性物質として、セシウム134及びセシウム137を対象としていることを踏まえ、放射性セシウムを対象として再生利用についての検討を行っているところです。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○用途制限・濃度制限・管理期限など、改正案には具体的な記載がない。具体的事項は通知やガイドラインで示されるのか。</p> <p>・省令に用途制限、濃度制限、管理期限など具体的な記載がない。</p>	<p>○省令案では、放射性物質汚染対処特措法に基づき除去土壌の再生利用を行うに当たって、従わなければならない方法を記載しています。</p> <p>○一方、「福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用の手引き(案)」は、省令案で記載している方法に従って、現場の状況に応じて再生利用が円滑に行えるよう、参考となる技術的な事項を記載したものになります。</p> <p>○除去土壌の再生利用については、省令による規制に加え、実際の再生利用を行う際に、再生利用を実施する者が「福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用の手引き(案)」の留意事項を参照することを想定しております。</p> <p>○また、除去土壌の再生利用における管理を終了するまでの期間については、管理期間中のモニタリング結果等により今後得られる知見を踏まえるとともに、併せて追加被ばく線量の観点から想定される被ばくのシナリオを踏まえて検討していく必要があると考えています。</p>
<p>○情報公開が不十分。住民が知らぬ間に再生利用される可能性がある。知る権利の保障を。</p> <p>・省令に十分な情報公開を義務づけるべき。</p> <p>・住民が知らない間に近くで再生利用される可能性があり、知る権利が保障されない。</p>	<p>○除去土壌の再生利用を実施するに当たっては、地元の皆様の御理解を得ることが重要であり、再生利用に関する計画等について、地元の皆様に対して丁寧に説明を行いつつ、実施することを想定しております。情報公開については、適切なあり方について検討を進めてまいります。</p>
<p>○責任の所在が不明確。行政が民間に責任転嫁する可能性がある。</p> <p>・責任の所在が不明確。</p> <p>・記録が本当に管理できるのか。</p>	<p>○必要な記録の作成・保存を含めて、再生利用については、国等の除染等の措置等の実施者の責任の下で実施することを想定しております。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○その他ご提案。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EM菌を利用すべき。 ・東京都の埋立に利用すべき。 ・無人島へ持ち出すべき。 ・海洋投棄すべき。 ・廃坑処分すべき。 ・さらに深く埋めるべき。 ・コンクリートで固めるべき。 ・半減期の30年を待つべき。 ・まずは政府関係者の敷地で使うべき。 ・福島県内で処分して県民への補償をすべき。 ・汚染者負担原則に則り東京電力が責任を負うべき。 ・再生利用は原発敷地内で行うべき。 	<p>○御意見ありがとうございます。貴重な御意見として承ります。</p>
<p>○環境影響評価を義務づけるべき。</p>	<p>○環境影響評価法の対象となる事業については、同法の手続に則って適切に環境影響評価が実施されるものと考えております。</p>
<p>○県外最終処分する約束を反故にするのか。</p>	<p>○中間貯蔵・環境安全事業株式会社法において、「国は、(中略)中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。」とされているところであり、この方針に沿って必要な取組を進めてまいります。</p>
<p>○福島県内で処分して県民への補償をすべき。</p>	<p>○中間貯蔵・環境安全事業株式会社法において、「国は、(中略)中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。」とされているところであり、この方針に沿って必要な取組を進めてまいります。</p>
<p>○再生利用に反対。</p>	<p>○御意見ありがとうございます。貴重な御意見として承ります。</p>